

我孫子市民図書館相互貸借要綱

令和2年11月30日（教）告示第10号

（趣旨）

第1条 この要綱は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第3条第4号の規定に基づき、我孫子市民図書館（分館を含む。以下「市民図書館」という。）と他の図書館がその所蔵する図書館資料の相互貸借を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（相互貸借の対象となる図書館）

第2条 図書館資料の相互貸借を行う図書館（以下「対象図書館」という。）は、次のとおりとする。

- （1） 国立国会図書館
- （2） 法第2条第1項に規定する図書館
- （3） 大学図書館
- （4） その他図書館長（以下「館長」という。）が認める図書館

（資料の貸出し）

第3条 市民図書館は、所蔵する図書館資料のうち次の各号に掲げるものを除き、貸し出すことができる。ただし、館長が特に必要と認めた場合については、この限りでない。

- （1） 発行後6月を経過していない新刊（雑誌を除く。）
- （2） 図書館内での閲覧のために供する資料
- （3） 新聞資料の原紙及び縮刷版
- （4） 発行後3月を経過していない雑誌
- （5） 地図
- （6） DVD、CD、カセットテープ及びビデオテープ（以下「視聴覚資料」という。）
- （7） 大型絵本
- （8） 貸出の予約が3件以上ある資料
- （9） その他館長が貸出しを不相当と認めた資料

（貸出資料の利用）

第4条 市民図書館から図書館資料の貸出しを受ける図書館（以下「借受館」という。）は、市民図書館がその取扱い及び運用上の条件を指定する場合を除き、借受館の利用規則を適用するものとする。

(貸出期間)

第5条 図書館資料の貸出期間は、送付に要する日数を含めて4週間以内とする。ただし、市民図書館が業務上必要と認めた場合は、貸出期間中にかかわらず、資料の返却を求めることができる。

(貸出しに要する費用負担)

第6条 図書館資料の貸出し及び返却に要する費用は、借受館の負担とする。ただし、千葉県立図書館の運行する図書館資料搬送車(以下「協力車」という。)を利用した場合は、この限りでない。

(借受館の責任)

第7条 借受館は、図書館資料を受領してから返却するまでの間、一切の責任を負う。図書館資料を汚損、破損又は紛失した場合は、市民図書館の指定する方法により、その損害を賠償するものとする。

(図書館資料の借受け)

第8条 館長は、市民図書館の業務遂行のため必要があるときは、対象図書館から、図書館資料を借り受けることができる。

2 借り受けできる図書館資料は、視聴覚資料以外のものとする。

(借受けに要する費用負担)

第9条 図書館資料の借受け及び返却に要する費用は、図書館資料を貸し出す図書館(以下「貸出館」という。)の定めに基づき負担するものとする。ただし、協力車を利用した場合は、この限りでない。

(借受資料の利用対象者)

第10条 第8条の規定に基づき市民図書館が借り受けた図書館資料(以下「借受資料」という。)を利用することができる者(以下「利用者」という。)は、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和54年規則第14号)第6条に規定する我孫子市民図書館利用カードの交付を受けている者のうち、市内に在住し、在勤し、又は在学するものとする。ただし、市民図書館から貸出しを受けた図書館資料を汚損し、破損し、若しくは紛失した者であって、その損害を賠償していないもの又は図書館資料の貸出しを受けた者であって、貸出期間満了後も当該図書館資料を返却しないものは、この限りでない。

(借受資料の利用方法)

第11条 利用者は、貸出館の利用規則に従い、借受資料を利用しなければならない。

(借受資料の貸出冊数)

第12条 借受資料の貸出冊数は、利用者1人につき10冊以内(市民図書館が所蔵する図書館資料を含む。)とする。ただし、貸出館から貸出冊数について条件が付されたときは、当該条件に従わなければならない。

(利用条件の遵守)

第13条 利用者は、前条ただし書きに規定するもののほか、貸出館から借受資料の利用について条件が付されたときは、当該条件に従わなければならない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、借受資料を汚損、破損又は紛失した場合は、貸出館の指定する方法により、その損害を賠償するものとする。

(借受資料の利用に要する費用負担)

第15条 利用者は、第9条の規定に基づき、市民図書館が資料の借受けに要する費用を負担した場合は、実費として当該費用の全部を負担するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、相互貸借に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。